

狛江市職員の懲戒処分の標準例の改定について

1. 非違行為の種類一般サービス関係勤務態度不良に非違行為の内容として「職務命令違反」を加える。

(1) 職務命令違反により、公務の運営に支障を生じさせた場合、当該非違行為に対する懲戒処分については、「減給、戒告又は訓告」とする。

2. 非違行為の種類一般サービス関係に「公文書の不適正な取扱い」を加え、非違行為の内容として「偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄。決裁文書の改ざん。公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等。」を加える。

(1) 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄については、「免職・停職」とする。

(2) 決裁文書の改ざんについては、「免職・停職」とする。

(3) 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等については、「停職・減給・戒告」とする。

3. 改定の適用日

令和5年3月8日

4. その他

「狛江市職員の懲戒処分の標準例」については、庁議終了後に「Garoon」の「マニュアルのひろば」に登録いたします。